

仙南地域広域行政事務組合監査告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年1月25日

仙南地域広域行政事務組合
監査委員 佐藤 長壽
監査委員 平間 奈緒美



1 監査年月日

令和3年1月22日（金）

2 監査対象

次に掲げる財政援助団体の出納及び事務の執行状況並びに補助金（負担金）交付事務の執行（令和元年度）

仙南地域幼少年婦人防火委員会
仙南地区婦人防火クラブ連合会
えずこ芸術のまち創造実行委員会

3 監査の主眼

令和元年度の財政援助に係る補助金（負担金）事業が、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、所管部局及び財政援助団体ごとに、それぞれ次の点に主眼を置き監査を実施した。

（1） 所管部局関係

- ① 補助金（負担金）の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金（負担金）の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金（負担金）に関する条件の内容は明確か。
- ④ 補助金（負担金）の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑤ 補助金（負担金）交付団体への指導監督は適切に行われているか。

（2） 補助金（負担金）交付団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した申請書等は符合す

るか。

- ② 補助金(負担金)の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金(負担金)に係る収支の会計経理は適正か。

4 監査の方法

監査の主眼に基づき、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、あらかじめ補助金(負担金)交付団体及び所管部局から監査資料、関係諸帳簿等の提出を求めて、補助職員による予備監査についても実施した。

5 監査の結果

令和元年度の財政援助に係る補助金(負担金)事業は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

6 監査意見

今後、より一層の適正管理に努められ、圏域住民の福祉の増進を図られたい。